

広島県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年七月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年七月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東広島市西条町馬木一二九一番三地先から 東広島市西条町吉行字河尻六三三番三地先ま で 東広島市西条町上三永字平田一四〇一番四地 先から 東広島市高屋町溝口一一一番一地先まで	旧	七・五〇〇〃八 五・〇〇〇	一〇、七〇〇 一・〇〇〇	ダブルウェイ
東広島市西条町馬木一二九一番三地先から 東広島市西条町吉行字河尻六三三番三地先ま で 東広島市西条町上三永字平田一四〇一番四地 先から 東広島市高屋町郷六一九番一地先まで	新	七・五〇〇〃八 五・〇〇〇	一〇、七〇〇 一・〇〇〇	ダブルウェイ 路線延伸